

静岡県選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票のできる施設に次のとおり変更があった。

令和3年7月15日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

1 不在者投票のできる施設の変更

	施設名	所在地
新	島田市立総合医療センター	島田市野田1200番地の5
旧	市立島田市民病院	

	施設名	所在地
新	医療法人 新光会 伊豆函南病院	田方郡函南町平井1694
旧		田方郡函南町平井字中野1690

2 変更年月日 令和3年7月15日